

平成27年9月25日

各 部 ・ 課 長 殿

笠岡市長 三 島 紀 元

平成28年度予算編成について（通達）

平成28年度は、「第6次笠岡市総合計画」の後期基本計画の3年目となり、前期後期を合わせた8年計画では7年目となる。計画は最終段階に入り、目指すべき都市像である「市民協働で築くしあわせなまち 活力ある福祉都市かさおか」の実現を確かなものとするため、計画の総仕上げに全力で取り組むとともに、「第7次総合計画」に繋げる準備を進めなければならない。

「福祉都市」の「福祉」とは、決して狭義でとらえる一つの福祉行政分野を示すのではなく、本来の意味である「しあわせ・幸福」を示している。市民の皆様が「しあわせ・幸福」を実感できるようなまちにするために各種施策を推進する。

特に「教育の充実」「子育て支援」「防災・減災対策」については、重点分野として位置付け、「教育と人づくり」「安心・安全で住みよいまちづくり」に関する施策を積極的に実施する。

また、本年度策定した「笠岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた施策については、「笠岡市人口ビジョン」での人口目標を達成するため、これまで笠岡市が独自に推し進めてきた「定住促進」や「産業振興」などの各種施策を創造的に発展させ、より確かな成果を上げるために積極的に実施する。

まちづくり協議会や公民館活動などの市民協働事業は、地域住民の交流と地域の活性化のため、柔軟にその取組みを支援することとし、主体的な地域コミュニティの充実により笠岡市の創生を図るべく、市民の皆様と一丸となって取り組む。

一方、一般財源の見込みは、国の地方財政対策では、平成27年度と同水準を確保するとされているが、本市においては、市税、地方交付税ともに減額となる見込みであり、予算編成は非常に厳しいものになると予想される。

また、第7次笠岡市行政改革大綱の基本方針に基づき、限られた財源を効果的・効率的に活用し、行政サービスの質の向上を図るとともに、適正な財政運営を継続することを予算編成の基本とする。

前例にとらわれることなく、すべての事務事業の精査と審査を徹底し、信頼される市役所づくりを進めるとともに、この度の地方創生を追い風とし、さらなる高みを目指すため、各部・課長のリーダーシップのもと、全職員が本気で思い、本気で考え、市民の皆様の「しあわせ・幸福」度をあげられるよう予算編成に取り組む。

1 予算要求基準について

(1) 骨格予算の編成

平成 28 年度は、市長・市議会議員選挙が執行されるため、主要施策については改選後の新たな施策方針を待つこととし、当初予算は骨格予算を編成する。

ただし、予算見積りは歳入・歳出とも年間予算として要求する。

(2) 第 6 次笠岡市総合計画の後期基本計画に基づいて要求する。

- ① 本年 8 月に実施した施策評価の結果を反映させる。
- ② 事前評価の対象事業は、その評価結果によることとするが、条件付き採択とされた事業は、評価意見を反映させ予算要求する。
- ③ 実施計画に計上されていない経常経費や義務的経費等についても、予算見積りは、歳入・歳出とも年間予算として要求する。

(3) 第 7 次笠岡市行政改革大綱の基本方針により、行政改革の具体的な内容を実現する。

特に、行政サービスの質の向上については、全庁的な取組みとして積極的に推進する。

(4) まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた施策については積極的に実施する。

定住促進本部兼創生総合戦略推進本部において採択された事業について事前評価を実施し、その結果を反映させる。

(5) 公共施設の長寿命化を図るため、適正な維持管理を行う。

(6) 土地開発公社経営健全化計画に基づいて、土地開発公社の健全化対策を進める。

(7) 予算配分方法について

平成 16 年度より導入した枠配分方式による予算配分は、財政健全化や事業の重点化などにおいて一定の成果を上げてきた。

しかし、ここ数年は一般財源が減少傾向にあり、この状況のまま枠配分を継続した場合は各部署において必要な事業の予算要求が出来なくなり、市全体の財政需要を把握することが難しくなることが危惧される。

平成 28 年度は、枠配分の中では埋もれる傾向にある施設の維持補修等、懸案の事案でありながら予算要求を見送っていた事業を把握し、計画的に予算化していくために**枠配分を実施しない**こととする。

2 建設事業債発行額について

(1) 一般会計

発行上限額を10億円以内とする。

- | | |
|---------------|-------|
| ① 事前評価対象ハード事業 | 5億円以内 |
| ② その他ハード事業 | 5億円以内 |

※耐震化事業及び防災・減災事業については、別枠とする。

(2) 下水道会計

発行上限額を**7億円以内**とする。

3 普通建設事業に関する事項について

- | |
|--|
| <p>① 計画的な事業実施を基本として、1年目は全体計画、他事業との関連、投資効果、位置の決定、完成後の管理運営方法について検討し、2年目は新たに用地を必要とするものは確保し、また、許認可等の見通しを立て、3年目以降で実施設計、工事を施工するという基本方針に基づいて計画する。</p> <p>② 各種施設の建設事業については、用地の有効利用、施設の果たす機能、完成後の運営方法（管理運営経費の軽減策等）を明確にする。</p> <p>③ 事業化にあたっては、必ず国・県補助金などの財源確保を検討すること。</p> <p>④ 補助事業に伴う事務費については、人件費を最大に設定し、需用費、役務費等の経常経費に充当する。</p> <p>⑤ 毎年度、多額の繰越事業が発生している担当課については、年次的にその解消を図る。</p> <p>⑥ 土地開発基金で用地先行取得しているものは、事前に関係課を含めて財政課と協議のうえ、買い取り計画を策定する。</p> |
|--|

4 全般的事項について

- ① 市民協働の視点から各事務事業を再度見直し、市民の満足度を高めるよう努める。
- ② ソフト事業の委託については、事業内容を毎年精査し見直しを行う。この際、実施主体(市)としての主体性をもって事業計画を作成し委託すること。
- ③ 市民サービスの品質向上や事務改善に繋がる事業を積極的に発案する。
- ④ 従前の予算、決算における市議会の要望事項を反映させる。
- ⑤ 市民要望の実施事業の選択にあたっては、市民生活に直結した緊急度の高い事業を優先し、実施手法・財源的な事業手法等を十分検討し、的確に応えうる施策の展開に努める。
なお、新規施策は、安易に単独事業とせず、補助事業等としての調査・検討を十分に行う。
一方、存続する意義の薄れた事業や投資効果の少ない事業については、積極的に廃止・縮小を行う。
- ⑥ 既定の事業計画等であっても、将来の財政運営との整合性を考慮し、長期的、総合的な展望の下に、単年度に財政負担が集中しないよう可能な限り平準化を図る。
また、事業実施に伴う後年度の財政負担を明らかにするとともに、新規施策はもとより、既存の事業についても可能な限り終期を設定する。

平成28年度予算編成 まち・ひと・しごと創生総合戦略事業整理表

番号	施策区分	数値目標またはKPI		
		指標	基準値	目標値(H31)
1	ア 新しいしごと・安定した雇用を創出する	市内事業所就業者数	18,224人(H24)	18,500人
		起業による雇用人数	10人(H26起業者を含む)	50人(H27～H31累計)
2	①地元中小企業振興・起業支援	製造業における事業所数	118事業所(H25)	132事業所
		製造業における従業員数	4,953人(H25)	5,000人
		新規起業・第2創業数	36件(H26)	36件
3	②企業誘致の推進	企業誘致件数	0件(H26)	5件(H27～H31累計)
4	③第1次産業の活性化	第1次産業新規就業者数	1名(H26)	15名(H27～H31累計)
5	④観光振興	年間観光客入込人数	122万人(H26)	130万人
6	イ 笠岡への新しいひとの流れをつくる	笠岡への移住者数 (転入後、1年以上居住)	1,087人(H25)	1,100人
		社会動態増減数	△206人(H26)	0人
7	①笠岡への移住の促進	三世帯同居等支援制度利用者数	36件(H26)	40件
		笠岡市への転入者数	1,346人(H26)	1,400人
8	②若者、特に女性の地元定着・移住促進	市内高校生の地元企業就職者数	25人(H27.3卒)	25人(H32.3卒)
		転出者のうち18～25歳の占める割合	27.1%(H25)	25.0%
9	③住宅取得の促進	住居系用途における建築物着工数	146件/年(H21～H25平均)	140件/年
10	④土地の供給	特定用途制限地域における開発面積(宅地に限る)	10,276㎡/年(H21～H25平均)	10,000㎡/年
		土地の供給に伴う農地転用面積(住宅に限る)	6,076.9㎡(H25)	6,000㎡
11	⑤就労の拡大	有効求人倍率数 (ハローワーク笠岡管内)	1.39(H27.3)	1.1以上(H32.3)
12	ウ 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる	市内合計特殊出生率	1.34(H25)	1.54
		婚姻率	2.62‰(H26)	2.88‰
13	①結婚応援	カップル成立件数	27件(H26)	30件
		婚姻数 (39歳以下女性)	136人(H26)	149人
14	②妊娠・出産環境の整備	安心して子どもを産み育てられると感じている市民の割合	46.5%(H26)	55.0%
		出生数	308人(H25)	335人
15	③子育て支援	安心して子どもを産み育てられると感じている市民の割合	46.5%(H26)	55.0%
16	エ 子どもが健やかに育つ教育環境をつくる	学校に行くのが楽しい児童・生徒の割合	小学校84.6%(H26) 中学校82.9%(H26)	小学校87.0% 中学校85.4%
17	①教育の充実	教員のICT機器活用指導力	小学校99.5%(H25) 中学校97.8%(H25)	小学校100% 中学校100%
		全国学力・学習状況調査結果A知識問題の全国平均正答率との差	小学校:算数+1.4, 国語-0.9(H26) 中学校:数学-4.1, 国語-4.4(H26)	小学校:算数+2.5, 国語+2.0 中学校:数学+1.0, 国語+1.0
		新体力テスト優秀章取得率	小学校:18.1%(H26) 中学校:19.9%(H26)	小学校:20.0% 中学校:20.0%
		地域行事への参加率	小学校:78.3%(H26) 中学校:52.5%(H26)	小学校:85.0%(H26) 中学校:60.0%(H25)
18	オ 時代に合った特色ある地域をつくり、地域と地域の連携をすすめる	人口集中地区の人口比率	33.56%(H26)	35.0%
19	①特色ある地域づくり	公共交通を利用している市民の割合	18.5%(H26)	19.0%
20	②多様な人材の育成	まちづくり協議会の認知率	54.6%(H26)	70.0%
		地域おこし協力隊員数	0人	10人(H27～H31延べ)
21	③広域連携	連携事業数	75事業(H27)	80事業

平成27年度事前評価対象事業一覧表（平成28年度当初予算用）

	対象会計	対 象 事 業	対 象	
			新規	継続
総合戦略事業	一般会計	笠岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の考え方に合致する事業で、数値目標またはKPIの達成に資する事業	○	○
施設長寿命化事業	企業会計 (水道, 病院)を 除く全会計	公共施設の延命化を図るための施設修繕費等(設備の更新を含む) ※毎年度予算措置のある維持補修費は対象外	○	○
ハード事業		○全体事業費3千万円, 又は全体の一般財源1千万円以上の普通建設事業 ※毎年予算措置のある維持補修費を除く(施設長寿命化事業については, 上段のとおり)	○	×
イベント事業	一般会計	○不特定多数の人が参加または観客となり, 実施期日が指定されている行事, 催し物等 ※イベント事業に対する補助金も含む	○	△*
負担金補助 及び交付金		①新規制度による償還助成, 利子補給 ②各種協議会等負担金, 年会費 (出席者負担金, 特別職に係るものを除く) ③個人への補助金, 助成金, 給付金 (職員研修, 職員互助会に係るものを除く) ④地区, 団体, 法人等への運営補助金, 事業補助金	○	△
ソフト事業		上記以外で ①事業費100万円以上の事業(公共施設維持管理経費は除く) ②単市扶助費及び国県事業への単市上乗せ扶助費で, 100万円以上のもの	○	△

■次の事業は作成不要

- ①県営事業負担金, 下水道受益者負担金, 他会計への負担金補助金
- ②国の法令等に基づき実施が義務づけられている事業であって, その事業費が国の法令等により定まっているもの (医療給付・生活保護扶助費等)
- ③全額, 国・県支出金事業又は受託事業 (統計, 選挙等)ただし, 新規事業及び, 実施計画に記載のない事業については, 企画政策課・財政課と協議
- ④補助金交付要綱により補助が定められているもの(新規要綱作成又は補助基準など要綱改正の場合は評価対象とする)
- ⑤従前と同等機能の備品のリプレース

■表の区分で重複する事業がある場合, 上の位置の区分を優先とする。(ハード → イベント → 補助金等 → ソフト)

★100%補助金の事業でも, 後年度負担が伴う事業又は複数年度にわたり実施する事業については, 事前評価の対象とする。

■不明の場合は企画政策課に協議

■※「△」・・・平成27年度までに着手した事業であって, 国・県補助金等が廃止され単市で行う事業又は事業終期後に継続する事業は事前評価の対象とする。

5 歳入に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 歳入全般にわたって、各種資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ**経済の見通し、国、県の予算編成に十分留意する。**

(2) 市税（地方譲与税等を含む）

- ① 今後における経済動向、**税制改正**及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込みを算定する。
- ② 賦課徴収事務の合理化、課税客体の完全な把握と徴収率の向上に努め、積極的に税収の確保を図る。

(3) 国・県支出金

- ① **地方創生**や教育、子育て支援、エネルギー・環境など、新たな分野への補助金等の組み換えが予想されるところであり、従来型事業の縮小や新規事業の創設など、国・県の情報を収集し、財源確保に努める。
- ② 本市の実情に即して事業の緊急度、効果を検討し、真に行政効果があるものについて実施する。
- ③ 補助基本額、補助率を明記する。
- ④ **新規事業は、補助金等の名称、種類など県の担当者によく確認する。**
- ⑤ 支出科目（節）が補助対象経費と合致しているかなど、補助要綱で確認する。

(4) 繰入金

- ① ふるさと納税による**「ふるさと笠岡思民基金」を積極的に活用する。**
「カブトガニ」「笠岡諸島」「笠岡湾干拓」「笠岡っ子の育成」「笠岡の歴史と伝統文化の保存」「地域コミュニティとの協働」、その他寄附者の意向に沿う事業が対象。
※充当可能額については、総務課へ確認する。

(5) 市債

- ① 市債償還が後年度への負担となり、財政硬直化の大きな要因となることを十分認識し、計画的な活用を図ることを基本として、適債事業を厳選し正確に算定する。
- ② 対象事業費、充当率を明記する。

(6) その他

- ① 市税、使用料、負担金等に係る過年度未収金については、整理計画を立て、その完全回収に努める。
- ② 一般会計以外の基金利子、預金利子は、一般会計の利率と整合を図る。

6 歳出に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 事務事業のコストを常に意識し、行政の守備範囲を模索し、住民サービスと負担の公平確保、節減合理化に努める。
- ② 新規事業については、総合的、長期的観点から特に必要性、緊急性、行政効果、財政負担等を十分検討し、その実施にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげるよう工夫に努める。
- ③ **国・県補助金等が廃止・縮小されるものは、当該事業もあわせて廃止・縮小することを基本とするが、終期が設定されている新規補助事業は、補助金廃止後の事業継続の方向性について、あらかじめ方針を決定し、事業を立ち上げる。**
- ④ 「笠岡市環境基本条例」及び「笠岡市環境基本計画」により、環境負荷の低減に努める。

(2) 人件費

- ① 給与費の算定については、**10月中旬**に配付される職員課からの算出資料等を参考に見積る。
- ② **報酬については、新規分は要求書積算欄に根拠条例を明記する。**
- ③ イベント・行事に係る時間外勤務等については、代休の取得を基本とする。
- ④ 各会計における退職手当については、定年退職分は当初予算での措置とする。また、一般会計の定年退職手当は、「退職手当準備基金」により、年度間の平準化を図ることとする。
- ⑤ 退職手当準備基金の繰入・予算積立は、職員課で行う。

(3) 賃 金

- ① 賃金、社会保険料の算定については、**10月中旬**に配付される職員課からの算出資料等を参考に見積る。
- ② 臨時業務がある場合でも、業務内容・人員・日数等を十分精査し、可能な限り事務の合理化等に対応すること。単価については、現行単価とする。
- ③ 嘱託職員に係る給料手当は、「賃金」の細節「嘱託職員賃金」で要求する。
- ④ 臨時職員に係る賃金は、一般会計について、病休・産休・育休代員を除き、各部署の予算要求とする。

(4) 旅 費

- ① 同一事業に係る出張は1名とし、定例的な大会・研修会等の形式的な出席は控える。
- ② 地球温暖化防止の観点から、岡山市等への遠距離の公用車出張は極力控え、公共交通機関利用とし、旅費で要求する。

(5) 需用費

① 消耗品費

- ・消耗品等については、可能な限り部単位やフロア単位の一括管理とし、事業事務費以外は予算の集中を図り経費節減する。
- ・コピー代及び郵便料は、各部主務課での予算措置を基本とする。

② 食糧費

- ・日当、費用弁償等を支出している会議等の茶菓子及び昼食は、再検討するとともに、会議時間等の調整により最小の経費を計上する。

③ 燃料費，光熱水費

- ・過去3年の決算及び本年度直近の実績表を添付する。

(6) 委託料

① **定例的に委託している事業について、安易に前年度実績にとらわれることなく、ゼロベース予算の考えで委託内容を必ず精査・再検討し計上する。**

② 長年、随意契約となっているものは、競争原理の導入や長期継続契約への検討などを進める。

③ 測量設計等については、極力、職員で行い最小の経費で計上する。

④ 民間への委託が可能と認められる業務は、事業効果、経済効果を検討した上で積極的に委託する。

⑤ **市民活動団体が、その技術や専門性などを発揮して実施することによって、より事業効果を期待できる事業は、市民協働の手段の一つとして、事業費を適切に積算し委託する。**

⑥ **ソフト事業の委託にあたっては、実施主体(市)としての責務を認識し、委託相手と綿密に連携を取りながら、毎年の実績を確認し、事業内容を見直した上で事業計画を作成すること。**

⑦ 基幹系電算委託業務は、総務課が査定・通知する額とする。(10月中旬までに通知)
新規電算委託業務も総務課の評価・査定となることから、早めに協議検討する。

(7) 工事請負費

① 民間の建設コスト等と比較し、割高となっている工事のコスト縮減に取り組む。

② **補助事業については、補助率・額の改廃に留意し、関係機関と連絡を密にし、年度途中で大きな変更のないよう特に注意する。**

③ 予算要求額は、原則として概算設計に基づいて対応するとともに、過大な設計内容とならないよう特に留意する。

(8) 備品購入費

- ① 買替備品については、購入年月日等参考事項を記入する。
- ② 購入価格が3万円未満のものは、需用費の消耗品費での計上を基本とする。
- ③ 参考図書にあつては、追録が必要なものは原則として認めない。
- ④ パソコンの購入は、総務課の要求単価にあわせ、一括入札に参加する。その他IT機器等の単価は、事前に財政課に相談する。
- ⑤ **公用車の買替えは、環境に配慮した低公害車を基本とする。**
予算要求書に登録年月日、走行距離を記入する。
11年以上又は11万キロ以上の条件を満たしていること。
自動車も複数課一括入札とする。(経費等の詳細については、財政課管財係に問合わせる。)

(9) 負担金補助及び交付金

- ① **各種団体に対する運営補助金については、被交付団体の決算書により前年度繰越金の状況等を精査し、適切な補助額を算出する。**
- ② **行政の役割を明確にし、公共性・必要性・行政効果等全面的な見直しを行い、被交付団体の事務事業の実態を把握し、総合的な見地から廃止・縮小・統合等、整理合理化を積極的に進める。**
- ③ 協議会等への会費・負担金については、徹底的に見直し、食糧費等を含む場合は、事務局と協議して減額する。
- ④ **市民活動への補助については、協働の観点から市民の自治活動としての効果的な広がりを十分考慮する。**

(10) 公債費

- ① 一般会計以外の長期債・一時借入金利子は、一般会計の利率と整合を図る。